

令和 7 年

第 5 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 5 月 26 日 午後 1 時 30 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子

2 番

3 番

5 番 山 口 秀 雄

6 番 鈴 木 洋 有

7 番 平 原 則 子

8 番 青 木 貞 治

9 番 守 屋 智

10 番 加 藤 敏 郎

11 番 渡 邊 康 弘

12 番 仲出川 治 幸

13 番 石 井 雅 浩

15 番 柳 田 進

16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 木 村 公 哉

書 記 久保田 徳 人 伴 野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画（案）に係る意見聴取について

議案第 7 号 非農地証明交付申請の承認について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第 32 条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は 12 名で、定足数に達しておりますので令和 7 年第 5 回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により、9 番守屋智委員と 10 番加藤敏郎委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第 2 の議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の 1 ページと 2 ページの 2 件でございます。場所につきましては総会資料の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

議案第 6 号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に 1 番と 2 番について説明します。

事務局 《議案第 6 号 1 番と 2 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、寺坂地区の西小磯・寺坂線脇と JR 東海道新幹線傍の畑 12 筆で、昨年度までは飼料畑でしたが、酪農の廃業に伴い、農地所有者から農地を貸したいとの要望が出されました。借り手は道路を挟んだ向かい側の農地などで営農を行っている平塚市の

農業法人ですが、法人が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

なお、5月15日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第6号1番と2番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、飼料畑として利用されていた露地畑2ヶ所ですが、道路を挟んだ向かい側で営農を行っている農業法人が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の遊休化防止と営農拡大が図られるとのことですよ。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 1ページと2ページの資料の内容の前回と違うがなぜか。

書記 今年の4月から、新しい制度である中間管理制度が始まったため、以前の資料とは記載方法を変えている。

委員 借り手の法人は、どのような会社であるのか。

書記 農地所有適格法人ではなく一般の法人である。そのため、農地は取得せず賃借を行っている。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第6号1番と2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第6号1番と2番について、原案とおりの決定しました。

書記 次に3番と4番について説明します。

事務局 《議案第6号3番と4番を朗読・説明》

書記 当該農地は、寺坂地区の不動川傍の畑8筆で、昨年まで地元の農家が借りていましたが、貸借の終了に伴い農地所有者から農地を貸したいとの要望が出されました。借り手は1番及び2番と同様の農業法人ですが、法人が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

なお、5月15日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第6号3番と4番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、良好な露地畑ですが、農業法人が借りることで、農地の遊休化防止と営農拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の遊休化防止と営農拡大が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 約2反の農地を借りて何の作物を作るのか。

書記 直接本人には伺っていないが、タマネギやネギなど獣害被害の少ないものを栽培する
と考えられます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第6号3番と4番について、
原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第6号3番と4番について、原案とおり決定しました。

議長 以上で議案第6号の全ての審議が終了しました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第7号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書4ページの1件で
ございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

書記 議案第7号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。
非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」
（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針
で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、市街化調整区域の畑2筆ですが、1筆については昭和39年11月30日
付けで転用許可が出されて家屋が建築された際に地目変更がされず、現在に至っています。

また、もう1筆については家屋の建築に伴い庭地として使用されてきました。

よって、2筆とも約60年に渡り宅地敷地となっていて農地性はなく、かつ、過去に
違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、5月15日に黒岩地区担当の守屋委員、二宮推進委員と事務局で現地確認を実
施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした黒岩地区担当の守屋委員から
説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番守屋です。議案第7号1番の農地について、5月15日に私と二宮
推進委員と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、住宅と庭になっており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県
の指針に基づき非農地に該当することです。これより、質疑に入ります。意見のあ
る方は挙手をお願いします。

委員 非農地である状態が何年続けば、非農地証明の要件を満たすことができるのか。

また、農業振興地域内の農用地だと要件を満たさないという認識でよろしいか。

書記 神奈川県運用指針では、農業振興地域内の農用地や第1種農地に該当しない農地で、
10年以上継続して建築物の敷地や山林など農地復元が困難であり、過去に違反転用と
して追及されていないことなどが要件となっています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第7号1番について非農地
証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 7 号 1 番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第 7 号を終わります。

議長 次に報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号につきましては、議案書 5 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 4 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、5 月 1 2 日に大磯地区担当の安池委員及び事務局で現地確認を行いました。農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第 1 号 1 番につきましては現地調査をお願いした大磯地区担当の安池委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番委員（安池） 1 番の安池です。報告第 1 号 1 番の農地について、5 月 1 2 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑ですが、農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第 1 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わりにします。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和 7 年第 5 回大磯町農業委員会総会を

閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後 2 時 0 0 分)